

## 地域包括支援センター運営協議会の機能拡充について

### 1 趣旨

地域包括支援センター運営協議会は、①地域包括支援センターの運営の承認に関する審議を行うこと、②地域密着型サービスについて市長へ意見を述べることを役割とし、平成 18 年に設置された。

その後も、社会の急速な高齢化に伴い高齢単身世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加し、高齢者が地域で生活を継続する上での様々な問題が顕在化する中、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年に向けて、地域包括ケアの更なる推進が求められている。

こうした流れを踏まえ、地域包括支援センター運営協議会について、地域包括支援センターと地域密着型サービスに関する協議に役割を限定するのではなく、介護保険法第 5 条第 3 項の規定に基づく地域包括ケア推進に関する事項の審議や、生活支援体制整備のための「協議体」としての役割まで機能を拡充することが、武蔵野市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画に掲げる「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を進める上でも重要であると考えられる。

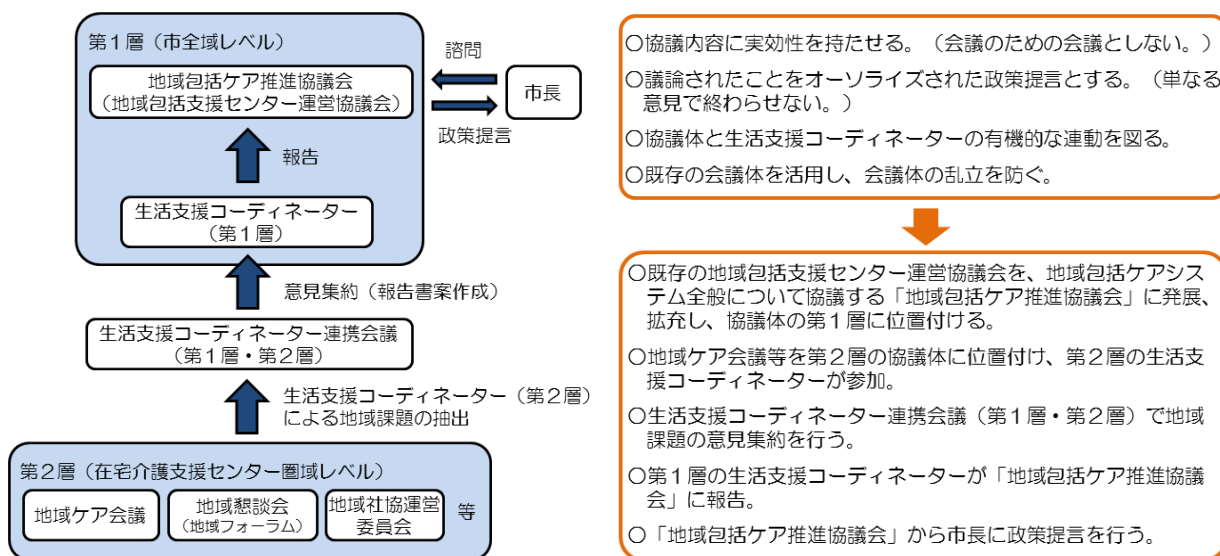
### 2 機能拡充の内容

#### (1) 名称

「地域包括支援センター運営協議会」を「地域包括ケア推進協議会」と改称。

#### (2) 役割

「武蔵野市の地域包括ケア推進に関する事項について審議するとともに、必要に応じ、市長に対して意見を述べること」を追加。(生活支援体制整備事業における第 1 層(市全域レベル)の協議体としての役割を付加。)



### (3) 構成員

「地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者」として、①公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター、②ボランティアセンター武蔵野からの推薦により2名の委員を追加で委嘱。

### (4) 適用時期

平成28年度の協議会から

[参考]

介護保険法〔平成九年十二月十七日号外法律第百二十三号〕

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

**3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。**